

1 いじめの定義といじめ防止の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年いじめ防止対策推進法第二条「定義」）

上記の考えのもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの児童もいじめに関係する可能性がある。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントを挙げる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして、解決に向け対応する。
- ⑤ 学校と家庭・地域が協力して、解決に向け対応する。

2 いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

① 一人一人が活躍できる学習活動

- ・学習規律の定着
- ・児童会活動やクラブ活動などでの異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支えるクラブ活動や委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や学習の工夫

② 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間指導計画における活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

③ 人とつながる喜びを味わう活動

友達と分かり合える楽しさや嬉しさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

④ 道徳教育の充実

「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない」態度を育成するために、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが

いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通した道徳教育の充実を図る。

⑤ 人権教育の推進

人権標語や人権作文などの取り組み、いじめを防止することの重要性に関する理解を深める。

3 いじめの早期発見・早期解決

(1) いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査

- ・児童対象いじめに関するアンケート 年11回
- ・保護者対象いじめに関するアンケート 年1回

② 定期的な教育相談

- ・個人面談 年1回
- ・教育相談 月1回

(2) いじめの早期解決のために、全職員が問題解決にあたる。

- ・教職員がいじめを発見したとき、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応に繋げる。学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして解決にあたる。
- ・情報収集を行い、事実を確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめと同様であることを指導する。
- ・いじめが起きたときには、家庭との連携をこれまで以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を速やかに伝えとともに、家庭での様子や友達との関係について情報を集め、指導に生かす。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) インターネット上のいじめの対応について

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める。「インターネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門機関と連携して対応していくことも必要である。また、児童及び保護者が各種の情報機器の危険性を認識し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動を実施する。

- ・情報モラル教育を年間計画に位置づけ発達段階に応じて指導する。
- ・児童や保護者を対象として(PTA と連携)研修会を実施する。

(4) 重大事態への対応

いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は速やかに次の対処を行う。

- ・重大事案が発生した旨を、桶川市教育委員会に報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・当該事案の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果については、被害児童・保護者に対して、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、適切に説明をする。

ア 重大事態の意味について

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

例えば、

- (ア) 児童が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

桶川市「桶川市いじめ防止等基本方針」より

いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

学校設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。

4 いじめの解消

いじめは、謝罪だけをもって解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人

及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめ防止等の対策のための組織と役割

(1)「生徒指導委員会」の設置

【構成員】

全教職員 ※学級数が少ないため全教職員で情報の共有を図る

【役割】

ア いじめの早期発見に関すること

・アンケート調査 ・教育相談等 ・情報の記録と保管 ・情報の共有

イ いじめであるか否かの認定、いじめ解消の認定

ウ いじめの未然防止に関すること

エ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童・保護者の理解を深めること

オ 校内研修の計画と実施

カ 学校いじめ防止基本方針の見直し

【開催】

毎月1回定例で実施する。

(2)「いじめ防止対策推進委員会」の設置

【構成員】

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、各学年生徒指導部員、必要に応じて校長が指名する関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家等）、また関係児童の学級担任と学年主任

【役割】

ア いじめであるか否かの認定、いじめ解消の認定

イ いじめ事案に対する対応に関すること

- ・被害児童に対する支援の体制・対応方針の決定
- ・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定
- ・保護者との連携

【開催】

報告があった都度、またその他臨時的に開催する。